

# 情報セキュリティ対策支援（診断）事業 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

情報セキュリティ対策支援（診断）事業 実施委託業務

## 2 事業の目的

製造業を中心とした県内中小企業等の情報セキュリティ対策の現状を把握するとともに、情報セキュリティ対策の必要性を訴求するため、県内中小企業等に対する情報セキュリティ対策状況の診断を実施する。また、診断結果をもとに、県内中小企業等の具体的な情報セキュリティ対策の検討を支援する。

さらに、診断結果や対策の検討内容を展開することで、幅広い県内中小企業等の情報セキュリティ対策についての意識向上を図る。

## 3 事業内容

- (1) 診断体制の構築
- (2) 診断・診断後の改善提案及び対策検討についての提案
- (3) 診断に参加する企業の募集・選定
- (4) 参加を希望する企業に対する説明会の開催
- (5) 診断の実施、診断結果の整理
- (6) 参加企業に対する改善提案、対策検討の支援
- (7) 成果報告会の開催

## 4 委託業務

- (1) 診断体制の構築
  - ・情報セキュリティ診断に必要な知識及び経験（過去3年以内の企業又は地方公共団体における情報セキュリティ診断又は監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者を含めた診断体制を構築すること。
    - ① 公認情報システム監査人
    - ② システム監査技術者
    - ③ ISMS 主任審査員
    - ④ ISMS 審査員
    - ⑤ 公認情報セキュリティ監査人
    - ⑥ 情報セキュリティスペシャリスト試験に合格もしくは情報処理安全確保支援士
  - ・診断を受ける企業（以下「参加企業」という。）からの診断内容についての問い合わせに対応可能な窓口（電話番号及びメールアドレス）を設けること。
- (2) 診断・診断後の改善提案及び対策検討についての方針の提案
  - ・県内中小企業等の情報セキュリティ対策状況を踏まえて、情報セキュリティ対策の向上に資する診断・診断後の改善提案及び対策検討の支援についての方針を作成して、県に提案すること。
  - ・診断・診断後の改善提案及び対策検討の支援についての方針の前提となる考え方を示すこと。
  - ・技術的診断（専用のソフトウェアを用いた脆弱性診断）の実施を含めること。

- ・次に掲げる脆弱性診断対象や手順等を提案すること。
  - ① 診断対象とする機器の種類・数量
  - ② 診断の手順
  - ③ 診断に使用する機器やソフトウェア
- ・脆弱性診断と併せて実施することが有効と考えられる場合は、脆弱性診断以外の技術的診断を実施することを可能とする。
- ・脆弱性診断と併せて実施することが有効と考えられる場合は、人的・物理的な情報セキュリティ対策（規定の策定状況等）に対する診断を実施することを可能とする。

### （3）診断に参加する企業の募集・選定

#### ア 参加企業の募集

- ・情報セキュリティについての診断の参加企業を募集すること。
- ・企業の募集にあたっては、各種 Web サイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知すること。また、県内支援機関（経済団体、大学、行政機関等）、金融機関、中小企業が属する団体・組織（協会、組合等）等（以下「支援機関等」という。）との連携を図ること。

#### イ 募集対象

- ・対象は、製造業を主としたあいち産業 DX 推進コンソーシアム会員を中心とした県内中小企業等とすること。
- ・参加企業数は、10 社以上とすること。
- ・同一サプライチェーンに属するなど、普段から業務上関わりがある 2 社以上の企業（以下「企業グループ」という。）が 1 組以上含まれるようにすること。企業グループに含まれる場合は、県内大企業の応募も可能とする。

#### ウ 参加企業の選定

- ・診断可能な企業数以上の応募があった場合の選定基準を定めて県に提案すること。
- ・選定基準に従って、参加企業を選定すること。

### （4）参加を希望する企業に対する説明会の開催

- ・参加企業の募集期間中に、説明会を開催すること。

#### ア 内容

- ・情報セキュリティ診断の内容、進め方、参加企業が実施する事項、注意事項
- ・情報セキュリティ対策の基礎知識

#### イ 開催形式・時期等

（ア）開催時期 2024 年 8 月頃

（イ）開催回数 1 回以上

（ウ）開催形式 名古屋市内での集合形式とすること。ただし、提案者が希望する場合、現地とオンラインのハイブリッド開催とすることを可能とする。

（エ）対象者 診断に参加を希望する企業

### （5）診断の実施、診断結果の整理

#### ア 診断項目の作成

- ・診断項目及び評価基準を作成して県に提案すること。

#### イ 診断の事前調整

- ・参加企業と診断日時を調整すること。

- ・参加企業と調整して、診断を実施する機器を決定すること。なお、診断する機器の決定に際しては、診断の効果が多く得られるように参加企業のネットワーク構成を考慮すること。
- ・参加当日に円滑に診断ができるように、参加前に準備すべきことなど必要な調整を図ること。

#### ウ 診断の実施

- ・参加企業に対して診断を実施すること。

#### エ 診断結果の評価・集計

- ・診断結果をもとに、企業ごとの情報セキュリティ対策状況の評価と具体的な改善策の提案を実施すること。
- ・企業グループで参加した企業に対しては、企業グループとしての改善策を提案すること。
- ・診断結果を集計して整理し、診断対象企業全体の評価を実施すること。
- ・診断結果及び集計結果を整理し、県に報告すること。

### (6) 参加企業に対する改善提案、対策検討の支援

#### ア 診断結果の説明・改善提案

- ・診断結果の評価及び改善提案について、各参加企業に説明すること。
- ・参加企業の希望を踏まえて、訪問、Web 会議及び電話等の対応手段を選択すること。
- ・企業グループで参加した企業に対しては、企業グループとしての改善策を説明すること。

#### イ 対策検討の支援

- ・参加企業の対策検討について、各企業に対して複数回のフォローアップを実施すること。
- ・企業グループで参加した企業に対しては、企業グループとしてのフォローアップを実施すること。
- ・参加企業の希望を踏まえて、訪問、Web 会議及び電話等の対応手段を選択すること。
- ・参加企業の現地確認に基づいた支援をすることが適切と考えられる場合には、参加企業に対して積極的に訪問を提案すること。
- ・参加企業の対策検討結果について、とりまとめること。

### (7) 成果報告会の開催

- ・診断結果や参加企業の対策の検討結果について報告する成果報告会を開催すること。
- ・成果報告会については、以下の内容を想定している。
  - 開催時期 2025 年 1 月～2025 年 3 月
  - 開催回数 1 回
  - 対象者 製造業を主としたあいち産業 DX 推進コンソーシアム会員を中心とする  
県内企業等
- ・開催形式は名古屋市内の会場とオンラインのハイブリッド開催とすること。
- ・報告内容は、情報セキュリティ上公表して問題ない内容に限ること。

### (8) その他

- ・参加企業の募集、説明会及び成果報告会は、あいち産業 DX 推進コンソーシアムと連携して周知・開催すること。

- ・受託企業が参加企業に訪問する際の交通費について、積算に含めること。

## 5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費  
専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費  
事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費  
テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費  
事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費  
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費  
一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料  
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他  
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費  
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税  
上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 6 成果物

- ・事業実施報告書（総括版）（A4 判縦） 1 部
- ・事業実施報告書（公開版）（A4 判横） 1 部
- ・診断結果報告書（各参加企業編） 参加企業ごとに 1 部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1 式
- ・その他県が指示したもの

## 7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

## 8 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、県が実施する各事業及びあいち産業 DX 推進コンソーシアムや県内支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実

な対応を行うこと。

- (6) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。